

第5回 人への投資ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和4年3月28日（月）14:00～15:22

2. 場所：中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※ZOOMによる開催

3. 出席者：

（委員）大槻奈那（座長）、中室牧子（座長代理）、本城慎之介、武井一浩

（専門委員）工藤勇一、鈴木俊晴、森朋子、村上文洋

（政府）山田大臣政務官

（事務局）村瀬室長、辻次長、渡部次長、山西次長、黛参事官、藤山企画官

（説明者）（大阪府豊中市）

橋本信也 こども未来部子育て給付課長

姫野陽子 こども未来部子育て給付課主査

（法務省）

堂菌幹一郎 官房審議官（民事局担当）

北村治樹 民事局 参事官

遠藤啓佑 民事局 登記所適正配置対策室長

本田恭子 司法法制部 総合法律支援推進室長

（厚生労働省）

岸本武史 内閣官房内閣審議官（雇用環境・均等局、子ども家庭局併任）

中野孝浩 子ども家庭局家庭福祉課長

（内閣府）

黒瀬敏文 大臣官房審議官（政策調整担当）

手倉森一郎 政策統括官（政策調整担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

難波康修 男女共同参画局 男女間暴力対策課長

4. 議題：

（開会）

1. 養育費の確保に向けた取組

2. 規制改革ホットライン処理方針について

（閉会）

○黛参事官 それでは、時間になりましたので「規制改革推進会議」第5回「人への投資ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料をお手元に準備いただきますよう、お願いします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにしていたくとともに、発言される際にはミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかにミュートに戻していただくよう、御協力をお願いいたします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。

本日は、山田大臣政務官に御出席いただいております。

構成員につきましては、菅原委員、宇佐川専門委員、水町専門委員が御欠席との連絡をいただいております。

また、本日は、構成員の皆様に加え、武井委員、村上専門委員が御参加でございます。

それでは、牧島大臣からメッセージがございますので、山田大臣政務官に代読をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山田大臣政務官 デジタル大臣政務官の山田太郎でございます。

本日は、牧島大臣が、公務で出席できませんので、私から御発言を代読させていただきます。

皆様には、規制改革会議の議論に、本日も御参加いただきまして御礼申し上げます。

本日は、養育費の確保に向けた取組について御議論をいただきます。

養育費の確保は、ひとり親における子どもの健やかな成長のために、極めて重要な課題です。ひとり親での養育費の取り決めがされていないケースは、全体の52.6%、また、養育費を受け取っていない子どもの割合は、養育費に関する取り決めがされている場合を含めても56.1%と大半のひとり親家庭で養育費を受け取れていない状況になります。

こうした現状を踏まえまして、昨年10月に開催された第4回子育て、教育、働き方ワーキング・グループでも、本件を議題として取り上げ、裁判手続におけるひとり親負担軽減といった観点から御議論いただきました。

養育費の確保に向けては、離婚時の取り決めの促進や、相談環境の整備など、裁判手続以外にも様々な課題があり、それらの解決には府省横断的な取組が必要であるとの指摘がありました。

このような議論を受けまして、今回は前回出席していただいた法務省に加え、厚生労働省と内閣府、また自治体の現場で積極的な取組を行っている豊中市の御担当の方に御出席いただいております。

それぞれの御担当者からは、現在の取組状況と課題について御説明をいただきますので、

出席者の皆様方には、養育費の確保を阻害している要因、またその解決に向け必要となる取組について、様々な角度から議論を深めていただきたいと考えております。

本日の議論を踏まえて、関係府省の皆様には十分に連携していただきつつ、政府全体として必要となる取組を可能な限り速やかに進めていただきますようお願いいたします。養育費の確保に向けた取組が、子どもの利益が最も優先される形で着実に進められますよう期待しております。

以上でございます。

○ 参事官 ありがとうございます。

以後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思っております。大槻座長、よろしくをお願いいたします。

○ 大槻座長 ありがとうございます。

それでは、議題1の「養育費の確保に向けた取組」について議論したいと思います。

先ほどもございましたように、本件につきましては昨年10月のワーキングで、主に裁判手続におけるひとり親の負担軽減の観点から御議論いただきましたが、その際に、裁判手続以外の施策、府省横断的な取組の必要性について御意見をいただきました。

それを踏まえて本日は、養育費の確保に向けて、自治体として積極的に取り組まれている豊中市様、そして国の行政機関として、関連施策を行っている法務省、厚生労働省及び内閣府の各御担当者から現在の取組状況や課題などについてヒアリングを行いまして、その後、質疑応答を行って議論を深めたいと考えております。

それでは、まず、ヒアリングに先立ちまして、養育費の確保に向けた取組について、どのような論点が考えられるのか、事務局から御説明をお願いします。

○ 参事官 それでは、事務局から資料1-1「養育についての論点」についての論点について御説明いたします。

こちらは、昨年10月のワーキング・グループで御議論いただいた際に、裁判手続以外の施策や、府省横断的な取組の必要性について指摘があったことから、どのような論点が考えられるか、事務局で整理させていただいたものです。

養育費についての論点には様々なものがございますが、これらは、養育費の取り決めがされる段階のものと、養育費の支払いが行われる段階のものと、大きく2つに分けられると考えられますので、資料でも取決めフェーズと、支払いフェーズに分けて記載しております。

まず、取決めフェーズですが、こちらでは、離婚時に養育費の取り決めがなされないことも多い中、協議離婚時における養育費の取決めを促進する方策として、どのようなことが考えられるかという論点があるのですが、これをもう少し具体的に見てみますと、取決めの促進に向け、養育費の意義や重要性をさらに広く啓発・周知する取組として、何をすべきか。

円滑に養育費の取決めがなされるよう、取決めのモデルや、養育費の基準の在り方につ

いて検討すべきとの主張があるが、どのように考えるか。

取決めに当たって専門家による支援、これは法テラスの活用というのも含みますが、これを拡充する方策として、どのようなことが考えられるかなどの論点があると考えられます。

また、紛争を未然に防止する方策や、解決促進に資する取組には、どのようなものがあるかということについては、公正証書を用いた取決めが有効と考えられるが、それを促進するために、どのような方策が考えられるか。

それから、調停・審判や民間ADR等の利便性向上により紛争の解決の促進を図ることについて、どのように考えるかなどの論点があると考えられます。

続きまして、支払いフェーズですが、養育費の取決めがなされていても支払いを受けられないことが多い中、支払いを促進するにはどのような方策が考えられるかということにつきまして、取決めがされているにもかかわらず、養育費が支払われない場合に支払いを促す方策として、どのようなことが考えられるか。

それから、養育費が支払われない場合への対応として、民間保証会社の保証契約の利用が有効と考えられるが、その促進策としてどのようなことが考えられるか。

また、強制執行による取立てを実効的なものとするための方策として何をすべきか、例えば民事執行手続や履行勧告、命令制度の利便性向上、行政機関の保有する情報の利活用や関係機関における情報連携について、どのように考えるかなどの論点があると考えられます。

また、養育費の確保に関し、公的な支援を受けられないことが多い中、公的主体の支援について、どのように考えるかということにつきましては、法的手続を利用する際の費用等の負担を軽減すべきとの意見について、どのように考えるか。

また、立替払制度や貸与制度等を導入すべきとの意見について、どのように考えるか。

それから、子育て支援等のための公的給付との関係をどのように整理するかなどの論点があると考えられます。

そして、資料の最後のところなのですが、取決めフェーズと、それから支払フェーズには分類できない論点として、面会交流との関係をどう整理するかというものを、その他として記載してございます。

こちらについては、離婚等に伴う子の養育の在り方に関連する制度は、全てまとめて議論すべき、面会交流の適切な実施が養育費の確保にもつながるという観点から、養育費や面会交流を合わせて議論すべきという考え方と、面会交流の実施の有無と、それから養育費の支払義務の存否については、それぞれ独立の問題であるほか、問題の性質が異なることから、養育費と面会交流の議論は分けて行うほうがよいという考え方があります。これらについてどのように考えるかという論点がございます。

また、面会交流が、より子どもの利益に沿う形で実施されるための方策としてどのようなものが考えられるかなどの論点があると考えられるところでございます。

以上が、事務局において整理した論点でございます。

これら为本日のワーキング・グループにおいて、養育費の確保に向けた取組について、幅広く御議論いただく際の一助となるよう準備させていただいたものですので、委員、専門委員の皆様におかれましては、これらの論点を参考としつつ、御議論いただければと考えてございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

本件は、皆さん問題がどこにあってどうするべきかということは、多分、今日参加の皆さん全員が共有しているところだと思うのですが、一方で、今、御説明いただいたように、複雑な問題が極めて絡み合っているのです。そこら辺も踏まえながらということで整理をしていただいた次第です。

それでは、まずは豊中市様から、取組の内容、課題についてお話をいただきたいと思えます。本日御説明にお越しいただいておりますのが、豊中市子ども未来部子育て給付課長の橋本信也様、同じく子育て給付課の姫野陽子様でございます。

なお、質疑は、各説明者の説明が全て終了してからまとめて行いたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、10分程度で御説明をお願いします。

○豊中市（橋本課長） 豊中市子ども未来部子育て給付課長の橋本と姫野主査でございます。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、豊中市の養育費確保に向けた取組を御説明いたします。

資料1のほうを画面共有させていただきます。

豊中市は、大阪府の北部に位置する人口が約40万人、17万8000世帯の中核市でございます。

まず、ひとり親家庭の概況でございますが、世帯数は推計で4,200世帯でございます。うち、児童扶養手当受給世帯数は2,677世帯、ひとり親世帯の約6割ぐらいでございます。

ひとり親家庭になった理由とか就業状況、4番目の就労総収入等につきましては全国的な傾向と、変わりありません。

養育費を受け取っていない方が、母子世帯で66%ほど、父子世帯で90%ほどでございます。

令和3年度の養育費の相談内訳でございますが、公正証書に関するものが46%、調停調書が26%、あと多いのが、養育費保証の保証料の相談でございます。

養育費相談の課題でございますが、書類を作成しない理由に、面倒である、相手の同意が得られない、支払い能力がない、相手と関わりたくない、相手の居場所、連絡先すらも分からない、子どもと疎遠になり、支払い意識が薄れていくと、そういうような御相談が寄せられております。

そのような状況の中、豊中市の取組としまして、ここで4つ上に記載させていただいて

おります。オレンジ色が既にやっております事業でございますが、青色は、後ほど説明いたしますが、来年度事業でございます。

まず、1つ目の公正証書・調停調書等作成費用補助金でございますが、これは、公正証書等を作成した際に、取得費用を市が補助するもので、3万円を上限に補助をしております。

補助実績としましては、令和2年度が8件、令和3年度が23件ございました。

この公正証書等作成補助金の内訳でございますが、2年度の10月からでございますが、公正証書がほとんどで91%。3年度からは、調停調書も若干割合が増えてきております。

2つ目の養育費保証促進補助金でございますが、債務名義をお持ちの方で、保証会社と契約を結んでいただいて、その保証料相当額を市が補助するものでございます。5万円を上限に補助させていただいております。補助実績は2年度が、半年間で1件、今年度につきましては2件でございます。

3点目の弁護士・専門員による無料相談、これは豊中市母子寡婦福祉会というところに指定管理をお願いしております。その中の事業でございます。

弁護士による無料相談が毎月4回、それから家庭裁判所の元調査官等による専門員相談、養育費と面会交流の相談で月に1回利用いただいております。相談実績につきましては、弁護士相談が2年度60回、3年度が40回、専門員相談が31回と32回ございました。

4点目のひとり親家庭養育費確保のための弁護士費用補助でございますが、これは、ひとり親家庭の親が養育費の請求等を行う際に弁護士費用を支払った場合に、その一部を補助するということで、上限額15万円ということ考えております。

これにつきましては、先ほど御説明しました弁護士相談にまずお越しいただきまして、センターの弁護士が養育費の回収の見込みがあるかどうかを見立てまして、見込みのある方につきまして申請を受け付けいたします。

次に、どのような取組によって養育費の取決めが行われるようになるのかということでございますが、まず、第1は、別居親も子どもの養育のための費用を負担するのが当たり前という、そういう認識の父母や社会への意識づけが、まず、一番重要なのではないかと考えております。

それから、先ほど申しました債務名義作成費用の補助、そういったものを継続していくということであるとか、あと、これは難しいかも分かりませんが、養育費の取決めを義務化する必要があるのではないかと考えております。

次に、どのような取組によって養育費の支払いが進むようになるのかというところでございますが、債務名義を作成していただくことで、義務感というのが醸成されるのではないかなと思われることや、親子の関係継続というのは非常に重要ですので、面会交流というものも支援していく必要があるのではないかと考えております。

あと、養育費の不払いがあったときの強制執行手続というのは、まだまだひとり親にとってハードルが高いと思います。弁護士に頼らずとも請求が容易にできるような、そうい

うような法整備等が必要なのではないかと考えております。

次に、養育費を支払った場合に、例えば、その金額を所得控除するなど、養育費を支払うことでインセンティブになるような仕組みづくりがあってもいいのではないかとということも考えております。

その次、不払い時の罰則規定の検討であるとか、立替制度、これについても検討が必要なのではないかなと考えております。

本市が、養育費問題に取り組むことになったきっかけと課題でございますが、本市は全ての子どもの人権が尊重され、子ども一人一人が健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまちの実現を目指しております。

養育費を受け取っていないひとり親が本市で7割も存在していると、また、その受け取りを、諦めているひとり親が多いということがきっかけでございます。

課題につきましては、離婚の原因が、相手方の不就業であるとか、借金であるとか、そういったことが原因という方も結構ありまして、財産や支払い能力のない相手方から養育費を受け取れない場合の支援策がないというのが一番の課題であると考えております。

あと、この公正証書等、家裁等での調停とか、そういった手続を全く知らないひとり親も存在します。相手方の住所とか連絡先も知らない方も多いということで、債務名義の作成に困難を要しているという状況でございます。

あと1点、養育費の保証会社でございますが、全国様々でございます。相談をお聞きする中で、最近ちょっと気になっておりますのが、ひとり親との契約を渋るケースが結構増えている点でございます。回収のしやすい相手であれば、恐らく契約はできるのでしょうか、そういったことが難しいケースについては、契約を渋ったりするケースがあるのかなと想像しております。

現在の取組とか、工夫でございますが、本市では「ひとり親家庭のしおり」という各種制度をまとめた冊子を作っております、当課とか、母子父子福祉センター、それから、戸籍の担当課とか出張所に離婚届を取りに来られた方にお渡しいただくようにしております。

あとは、児童扶養手当の現況届の受付時であるとか、そういったときに各種制度を案内したりとか、あとはメールマガジンとかホームページ等で御案内をしております。

あと、離婚届の様式でございますが、スライドの右側が全体図ですけれども、右下の部分に、法務省のホームページ等につながるQRコードがありますが、その一番右端の方に、先ほどの「ひとり親家庭の手引き」へ飛ぶようにQRコードを貼っております。

最後でございますが、国の施策、制度について改善、拡充等をすべき点ということで、先ほども申しましたように、債務者の財産開示手続とか、情報手続とか、さらに簡素化できるような仕組みづくりが必要なのではないかと、あとは、所得控除をするなどのインセンティブになるような仕組みづくりとか、不払い時の罰則規定の検討であるとか、立替制度、それから、養育費保証業者を、例えば認可制度化できないかというようなことを御検討い

ただければと思います。

豊中市からの説明は、以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、法務省様からヒアリングを行いたいと思います。

本日の御説明者ですが、法務省官房審議官民事局御担当の堂菌幹一郎様、法務省民事局参事官の北村治樹様、同民事局登記所適正配置対策室の遠藤啓佑様、同司法法制部総合法律支援推進室長の本田恭子様にお越しいただいています。

それでは、10分以内で御説明のほうをよろしくお願いいたします。

○法務省（堂菌審議官） 法務省民事局担当審議官の堂菌でございます。

それでは、私のほうから法務省における検討状況や取組状況について御説明をいたします。

まず、資料1－3のうち「養育費の履行の確保に向けた取組」と題する資料を御覧いただければと思います。

厚生労働省の調査によれば、養育費の取決め率は、母子世帯で42.9%、父子世帯で20.8%、支払い率になりますと母子世帯で24.3%、父子世帯で3.2%となっておりまして、いずれも低調な数字にとどまっているというのが現状でございます。

また、平成24年から離婚届の標準様式に養育費の取決めに関するチェック欄を設けてその集計をとっておりますが、この養育費の取決めをしているにチェックしている割合は近年60%台中盤で推移をしているという状況でございます。

次に、養育費の履行確保に向けた法務省での検討状況や取組状況について、制度面と運用面に分けて御説明をいたします。

まず、制度面につきましては、法制審議会家族法制部会で、現在、調査審議が行われております。

こちらにつきましては、資料の真ん中右側に書いておりますように、民法に養育費の重要性を明確に位置づけた規定を設けること、あるいは離婚時に父母が養育費や面会交流などに関する講座を受講するといった制度、協議離婚の際、養育費の取決め内容について、できるだけ債務名義になっていることを求めるような制度、それから養育費に関する取決めがない場合に、法定額の養育費請求権が自動的に発生するという制度を設けることなどについて調査審議が行われているところでございます。

次に、資料のうち、A4横の「離婚及びこれに関する制度の検討について」と題する資料を御覧ください。

こちらは、法制審の家族法制部会における検討状況全般をまとめたものでございまして、離婚等に伴う子の養育の在り方について調査審議をされておりますが、この中では、養育費だけではなくて、離婚後、子の養育に父母はどのように関与していくかといった問題、あるいは未成年養子制度、あるいは財産分与制度の見直しなどについても検討がされておりました。令和3年3月から始まったこの家族法制部会は、これまでに合計12回開催し

ておりまして、2巡目の検討に入ったといったところでございます。明日29日に第13回会議を開催する予定でございます。

以上が、制度面の取組でございます。

次に運用面について御説明いたします。

運用面といたしましては、自治体と連携した調査研究として、モデル事業の実施や各種周知広報活動をしているところでございます。

モデル事業につきましては、文字だけの資料「父母の離婚等に伴う子の養育の在り方に関する調査研究事業」と題する資料を御覧ください。

養育費を確保するためには、権利者の負担軽減から行政的な法的支援の強化と、裁判手続における当事者の負担軽減といった両面から施策を講ずる必要があると考えられます。

もともと、これまでは、身近な相談先である自治体の窓口において、弁護士などの法律家との連携が必ずしも十分ではなくて、法律面での支援が手薄になっているのではないかと指摘がされているところでございます。

法務省は、法制度を所管しているということで、公的な支援に関わる制度を所管しているわけではないことから、直接自治体への支援を行うということではできませんが、弁護士などの法律家とのつながりを生かし、また、運用面の改善では足りず、法制度そのものの見直しが必要な部分を見極めるために、本年度の調査研究として、自治体と連携をして様々な取組を試行しているというのが、この本モデル事業になります。

このモデル事業では、兵庫県宝塚市、山口県宇部市など、様々な人口規模の5つの自治体に御協力をいただきまして、自治体内の戸籍・ひとり親支援等の関係部署間連携、オンラインでの弁護士による無料法律相談、あるいはオンラインでの家庭裁判所職員による家事調停等の手続案内、司法書士による裁判手続書類の作成補助、自治体職員による家庭裁判所への付き添い支援などの施策を実施したところ、利用者の方からは、おおむね肯定的な評価をいただいたと承知しております。

このモデル事業の結果、有効と認められた成果につきましては、公的支援等に関する今後の施策を立案する際に考慮され、適切に横展開が図られるよう、関係府省庁と連携しながら、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

令和4年度は、自治体の数をさらに増加させることも視野に入れながら、引き続き調査研究としてのモデル事業を継続していく予定でございます。

次に、周知広報活動といたしましては、最初の資料にお戻りいただければと思いますが、養育費の裁判手続に関する解説動画の配信あるいは離婚届の標準様式の改定、離婚届のチェック欄に関する説明動画の配信、あるいは当事者が別居や離婚時に知っておくべき情報を網羅的かつ簡潔に記載したリーフレットの作成・配付、養育費に関する家事調停の簡易の申立書を書式の作成・公表などの取組を実施しております。

このうち、まず、リーフレットにつきましては、資料としてお配りしております。A4縦で両刷りのものでございます。

こちらについては、片方の面には離婚時に関する情報、もう片方の面には別居時に関する情報を記載しております。養育費や面会交流などの法的な事項に限らず、厚生労働省などの関係省庁とも連携して児童扶養手当などの公的支援制度に関する事項も記載しております。どちらかという、これは目次的に使っていただくことを想定したものでございます。

また、本日配付した資料のうち、A4縦で全体的に黄色の色調のものがございますが、こちらは養育費についての家事調停の簡易な申立書に関するチラシで、法務省のほうで作成したものでございます。

養育費の不払い問題を抱えているひとり親にとっては、弁護士費用等の支払いが負担になることが多く、当事者のみで家事調停手続を進めていくことには一定のニーズがあると思われるところでございます。

ただ、これらの手続については、用語が難解である、申立書の作成方法が分からないなどといった指摘もあったことから、法律の知識に乏しい方でもすぐに理解ができ、作成することが容易になるように配慮して、簡単な書式を作成し、法務省のホームページで公表する取組を実施したところでございます。

この書式につきましては、先ほどの令和4年度のモデル事業においても積極的に活用していくことを考えているところでございます。

このほか、養育費の立替払いなどの公的支援制度の在り方については、前回のワーキング・グループでも御指摘いただいたとおり、民事法制の枠を超えておりますので、法制審議会の直接の検討対象とすることは困難でありまして、また、財源の確保など様々な課題がございますが、この点については、ひとり親に対する支援等を所管している厚生労働省などの関係省庁と連携をして検討を進めていくことになるものと考えているところでございます。

私の説明は、以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省様からヒアリングを行いたいと思います。

本日は、厚生労働省審議官の岸本武史様、同じく子ども家庭局家庭福祉課長の中野孝浩様に御出席いただいております。

それでは、10分以内で御説明をお願いします。

○厚生労働省（岸本審議官） 厚生労働省子ども家庭局審議官の岸本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-4を使って御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、本日の御説明は大きく3点、厚生労働省の取組、それから、厚生労働省と法務省の連携について、それから、自治体の取組事例を幾つか御紹介したいと存じます。

最初に、厚生労働省の取組でございますが、大きく3つの事業について御説明をいたし

ます。

1つ目が、この離婚前後親支援モデル事業という事業でございます。令和元年度に開始をいたしました事業で、離婚協議開始前の父母等に対しまして、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供などを行うモデル事業でございます。

1か所1,500万円という単価、これは実は、制度を創設しましたときは170万円で始めたのですけれども、令和3年度に拡充いたしました。

内容的には、真ん中の離婚前後親支援モデル事業という箱に書いてあるとおりでございます。養育費の取決めの重要性などに関する親支援講座を行いますとか、養育費の履行確保に関して戸籍・住民担当部署とひとり親相談部署との連携強化のための費用を補助するとか、公正証書の債務名義の作成支援、それから、保証契約の締結の支援、弁護士による養育に関する専門的な相談の支援、こういったことを事業の内容に盛り込んでいるものでございます。

また、各自治体に取り組んでいただいた内容を横展開する観点から事例集も作成しております。

次のスライドですが、実際、実施していただける自治体の2年度から3年度にかけて、単価増もあったかと思いますが、増加をしております。3年度は96の自治体に取り組んでいただいております。このうち87では、養育費の履行確保関係の取組を実施しているという状況でございます。

次のスライド、2つ目の事業としまして、養育費等支援事業というものでございます。

これは、各都道府県や市町村に母子家庭等就業・自立支援センターというのを設置しております。ここで養育費に関する相談支援をしていただくというもので、これは歴史がある全国展開済みの事業でございます。

ここで養育費の取決めに関する相談ですとか、弁護士相談とかを身近なところで行うことができる、こういう体制を全国で整えているものでございます。

次のスライドでございますが、事業の3本目で、今、申し上げた事業と、ある種裏表になっているのですけれども、養育費等相談支援センター事業というのがございます。これは、全国一本の事業でございます。現在、公益社団法人養育費等相談支援センターというところに委託しておりますが、各地の母子家庭等就業・自立支援センター職員に対する研修などのバックアップと、それから、各地のセンターで受けた相談の困難事例を、全国の本のセンターで相談するというような形で、各地のセンターの取組を支援しながら横展開、全国どこでも高いレベルの相談が受けられるようにということで設けている事業でございます。

3本、事業を御説明いたしました。相談実績で申しますと、次のスライドでございますが、3つデータをおつけいたしました。

男女でいいますと、女性からの相談が約7割となっております。それから、相談内容ですけれども、養育費の請求手続に関するものが約26%。それから算定に関するものが

22%、面会交流は14%といった真ん中の円グラフのような内容になっております。

それから、離婚前後、どのタイミングでの相談かで申しますと、離婚後が約6割となっております。

こういったこともありまして、3本の事業のうち1本目で離婚前後モデル事業を申し上げましたが、離婚を考える早い段階から養育費のことなども考えていただくことが大事だろうということで、1本目のモデル事業を創設したと、こういう流れでございます。

簡単でございますが、次に2本目の柱に移らせていただきます。法務省さんとの連携でございます。

8ページに、法務省、厚労省全体の動きが書いてありますが、特に次のスライド9ページを御覧ください。

具体的な連携としまして、令和2年度から検討いたしまして取り組んでおりますのが、戸籍部門とひとり親支援部門の連携などがございます。

戸籍部門は、役所の縦割りで申しますと、法務省さんの所管、ひとり親支援は厚労省の所管ということになるわけですが、やはり離婚して養育費をどうするかといったことを考えますと、そのときに必要な情報や必要な支援が、必要な方でできるだけ漏れなく届くようにということを考えますと、戸籍窓口と連携いたしまして、離婚届出用紙の配付ですとか、離婚届の受理ですとか、こういったタイミングで、養育に関するパンフレットだけではなくて、ひとり親支援の様々な情報を合わせて本人のお手元に届くようにすることが大事ではないかという議論をいたしまして、戸籍部門とひとり親支援部門の連携を図っていただくよう、両省連名で自治体をお願いをする通知書を出したところでございます。

厚労省側としましては、法務省のほうで作られたパンフレットですとか、非常にいい材料がありますので、これをひとり親支援部門でも活用するとか、あるいは戸籍窓口とひとり親支援窓口でたらい回しにするのではなくて、戸籍窓口に来られたときに、必要があれば、ひとり親相談の担当の方が戸籍窓口に出向いて両方の相談を一体で受けられるようにするとか、そういった取組を推進しているところでございます。

こういった形で戸籍窓口とひとり親支援の窓口の連携を進めているという9ページの1枚紙でございます。

最後に、幾つか自治体の取組事例を御紹介させていただきます。本当に簡単になってしまいますけれども、多数事例があるのですけれども、3つの自治体の資料をおつけいたしました。

1つ目が、明石市さんでございます。12ページですが、明石市さんは、非常に様々取り組んでいらっしゃるけれども、調停申立書の書き方の支援とか、公正証書の作成費用、これは結構、お金がかかるものですが、その作成費用の補助といったことをなさっている、そういう内容です。

次の13ページ、仙台市さんですけれども、関係各所に一人で相談に行くのが、なかなか

かハードルが高いというような方に対して、同行支援を行うといった内容をやっていらっしゃると思います。同行支援のほか、弁護士相談とか、それから、先ほど豊中市様のほうでもお話がございましたが、次の14ページのほうに出ておりますけれども、保証契約を締結する際の保証料を上限5万円で補助するといったことも、仙台市さんのほうではなさっていないというものでございます。

最後、相模原市さんでございますが、これは、無料の弁護士相談の日を決めまして、各3か所で、1回60分、神奈川県弁護士会さんに協力を得られまして、なさっているということで、令和元年度67件の弁護士相談、うち養育費相談55件、それから離婚前の相談が7割以上あったということで、早い段階から養育費のことを考えているということが、この事業でも得られているのかなと思う次第でございます。

簡単でございますが、厚生労働省は、以上になります。

○大槻座長 御説明ありがとうございました。

続きまして、内閣府子どもの貧困対策担当からヒアリングを行いたいと思います。

本日の御説明者は、内閣府大臣官房審議官（政策調整担当）の黒瀬敏文様、同じく政策統括官（政策調整担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）の手倉森一郎様に御出席いただいています。

それでは、10分以内で御説明をお願いいたします。

○内閣府（黒瀬審議官） 内閣府の審議官の黒瀬でございます。御説明させていただきます。画面を共有させていただきます。

まず、こちらのページは、皆様方の共通の認識ということで、規制改革の実施事項と、これを受けての内閣府の立場ということで下のほうに書いてございます。政府全体の子供の貧困対策を取りまとめている子供の貧困対策に関する大綱というのがございますけれども、これを推進する立場から、法務省、厚労省さんと連携をして取り組んでいくということでございます。

その次のページでございますが、その大綱については、このようなものがありますよということで、御参考までにつけておりますけれども、我々が所管しているものとしたしましては、子供の貧困対策に関する大綱が1つございます。また、これとは別に、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021というものもございます。こちらにも養育費の関係が出てくるところでございます。

この次のページでございますけれども、この大綱におきましては、この子供の貧困問題自体の解決に向けて参照する指標というのを設けておりまして、39の指標がございます。これは令和元年に増やしておりますが、その増やした際に、この養育費の関係の指標を設けております。これについては、先ほど来紹介のあります、養育費についての取決めをしている割合、それから受け取っていない子どもの割合等が、そちらにあるとおり示されているわけでございます。

これは、先ほど来の数字のとおり、平成28年度という若干古い数字になってございま

すけれども、厚労省さんのほうのひとり親世帯等調査が実施されており、取りまとめに向かっている最中と聞いておりますので、それがまとまれば、また新たな数字になってくるというものでございます。これで動きを把握していきたいということでございます。

それから、その次のページでございますけれども、それを受けて、その実現に向けて、法務省さん、厚労省さん等で取り組んでいる内容が、そちらに書いてございますが、こちらについては、先ほど来、説明があったとおりでございますので割愛いたします。

それから、施策の推進の前提として、この子供の状況がどのようになっているのかということ把握する必要があるということで、令和3年の2から3月に状況の調査を行いまして、その分析結果について昨年末、令和3年の12月に結果を公表しております。

それによりますと、まず、左下でございますが、暮らしの状況についてどう感じるかということで、苦しい、大変苦しいと感じている割合が2人親世帯では21.5%、ひとり親世帯では51.8%ということで、倍以上の数字になっておりますし、その右側、いわゆる逆境体験といったようなものですが、食料が必要とするのに買えなかったという経験については、2人親世帯と、ひとり親世帯を比べると、ひとり親世帯が3倍以上といった数字になっておりますし、また、その次のページで御覧いただきますと、衣服が買えなかった経験についても、13.1%に対して38.9%ということで、ひとり親世帯が、やはり3倍ぐらいの数字になっている。それから、電気料金、ガス料金、水道料金について、未払いになっているということについても、こちらはひとり親世帯が4倍近い数字になっているということで、下にまとめておりますが、ひとり親世帯では、より多くの困難に直面しているということが数字上も明らかになっているというものでございます。

そして、この調査で、養育費の取決め、受取りについての調査もしてございます。これについては、先ほど来の平成28年度の指標数字とは若干ずれる部分でございますが、取決めをしているとの回答が47%、受け取っているが33.5%ということで、ひとり親世帯の約半数が取決めをしておらず、ひとり親世帯の3分の2は受け取っていないというような状況が、このアンケートからも明らかになっているということでございます。

この次のページは、その元データを分析したものでございまして、若干の参考ということでございますが、こちらのちょっと赤で囲った40.2%というところがございます。いわゆる中央値2分の1未満の相対的貧困世帯に占める、この離婚の割合がどのぐらいなのだろうということでございます。

これを見ますと、この離婚世帯の割合が4割を占めているということで、子ども貧困問題を解決する上でも、この離婚世帯の貧困の解決が非常に大きなインパクトを持ってくるだろうと思われまます。

また、その下の段でございますが、こちらは、統計上は有意な差異ではなかったということですので、参考まででございますが、養育費の取決めをしていなくて、受け取っていない割合というのは、貧困世帯になるにしたがって、大きな割合になっているということでございます。受け取っていないから、貧困世帯になっているのか、貧困世帯が、

例えば相手の資力の関係で受け取っていないのかとか、因果関係も非常にいろいろな解釈もあると思いますので、これは、まさに御参考までということでございますが、こういった傾向の数字も、今回の統計調査では出ていたということでございます。

そういったことで、今後の取組の方向性ということでございますけれども、当事者の置かれている状況、こういった当事者のリアルな状況、それから当事者の生の求めている声、求めている支援に対する声、それから現在の先ほど来説明がございました取組、そして今の段階で何が足りていないのかといったことを把握する必要があるだろうということで、大臣の指示を受けまして、宮路政務官のもとで、ヒアリング等を、今、実施をしているところでございます。

これにつきましては、先ほど来、豊中市さんをはじめとして、様々な御紹介がありましたが、ヒアリングでは課題の例として、やはり支払意思、経済的な能力がないといったケースが非常に多くなっているというのが、取決めが進まない理由として出てきていますし、また、支払い関係については、やはり元配偶者とのやり取りの精神的な負担が大きいとか、その結果として元配偶者と接触しない形での支払いを求める声が多いといったこと、あるいは手続の全体像がそもそも分からない。それから、この日本の社会ということになりますけれども、話しにくい社会的雰囲気があるので、気軽に相談できる窓口が必要ではないか、これは、特に都市部と地方でいくと、地方で特にそういう雰囲気があって、非常に相談しづらいといったような声も聞かれたところでございます。

こういったことで、矢印の下に書いてございますけれども、個別の論点については、先ほど来御紹介ありました点について、着実に取組の検討を進めていく必要があると思いますが、それとあわせて、やはり非常に大きな声であったということで、政務官とも話しておりますのが、当然支払うものであるといった社会での機運の醸成、それから、いわゆる部局間とか関係機関間の連携とか、ワンストップでの相談支援といったことについては、さらなる充実に向けた、早急な取組が求められているのではないかとといったような問題意識を持っております。

また、全国の計画の状況等を見てもみますと、県の役割といったものも大きいのではないかと。先ほど来、市町村、非常に重要な役割を果たしているわけですが、県が主導することで市町村がだんだんついてきている例もございますが、どの県も計画の上では、養育費というのを位置づけていますが、若干濃淡がありますので、その辺りも調整していく必要があるのではないかと考えております。

最後のページは参考までですが、今申し上げたような声の、生の声を、とりわけ分かりやすかった声を要約させていただいております。

また、それと別に、お手元に、今日は説明は割愛しますが、キッズドアという認定NPO法人さんが、先週、調査を取ってくれたアンケート調査を参考までにつけております。私どもは、常に状況把握するために調査をしていきたいと考えておりますが、国の調査というのは非常に時間がかかってしまうという要素もありますので、こういったところにお願

いをして、先週3月21日までの状況をアンケートで取っていただいて、直近の生の声4,000人を対象にアンケートを取っていただいたといったものがございますので、参考までにつけておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。いつものとおり、Zoomの挙手機能からの御発言の意思表示をお願いしたいと思います。

なお、養育費との関係で、ドメスティックバイオレンス、DVに関する質問もいただく可能性がございますことから、本日は内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長の難波康修様にも、質疑応答の対応のために御出席いただいております。

本日は、豊中市様及び3府省のどなたのどの御担当の方にも御質問いただけますので、皆さんいろいろな角度から、先ほどの冒頭の整理も踏まえながら、御質問、御意見をいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

では、村上委員、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。どうも御説明ありがとうございます。

私からは、豊中市さんに1つと、あと、3府省の方には、後ほど書面でもいいので御回答をいただければと思います。

まず、法務省、厚労省、内閣府さんにおきましては、前向きに、積極的に施策を検討していただいております。

現場の抱えている課題というのは、豊中市の説明資料の15ページに整理されていたと思います。各府省いろいろやられていますが、この15ページの課題に対して、現在取り組んでいるのか、今後取り組む予定があるのか、現時点で未着手なのかが整理されると、どこが抜けているのかが分かると思いますので、後日、そこを整理して事務局に出していただけますでしょうか、それがお願いです。

豊中市さんには1つ質問なのですが、私、やはり養育費、義務であるということをもっと醸成すべきというのは、私もそう思います。

一方で、ここを厳格にすると、離婚に応じてくれないのではないかという、離婚そのものを阻害してしまう懸念が現場でいろいろ御相談に対応されていて、そういったような懸念というのはあるのか、ないのか、そこを豊中市さん、教えていただけますでしょうか。

私からは、以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、豊中市様、よろしく申し上げます。

○豊中市（姫野主査） 厳格にすると、離婚に応じてもらえなくなる可能性があるのではないかという御質問だと思うのですがけれども、やはり御相談を受けていまして、離婚の原因がDVであったりとか、収入が少ないであったりとか、なかなか養育費をもらえない

というような状況があるので、ケースによっては義務化すると、余計に離婚に応じてもらえないという可能性はあると思います。

○村上専門委員 ありがとうございます。

では、その辺のケアも含めて検討しなければいけないということですかね、どうもありがとうございました。

私からは、以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、別途、前半部分については、豊中市様のほうに、お忙しいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○村上専門委員 ごめんなさい、豊中市さんではなくて、3府省の方にですね。

○大槻座長 ごめんなさい、3府省にお願いしたいと思います。

続きまして、森委員、お願いいたします。

○森専門委員 ありがとうございます。

まずは、離婚の前後でかなり支援があるのだなということがよく分かりました。ありがとうございます。

ただ、私、現場の小学校の校長をしている中で、子どもが小さいということもありますが、どうしても大人の話が先行してしまうということが多々ございます。

例えば、財産分与であったりとか、自分自身の自立支援といったようなことに関しては、かなり大きな不安がおありということと、この先どのぐらい養育にお金がかかるのかということが、なかなか小学校で子どもが小さいときには分かりませんので、とにかく今のことだけがまず優先になります。

非常に大きな感情の渦の中で、面会を取り決めるなどの冷静な判断がいることは、到底話には出てこないのが現状だと思うのです。とにかく早く離れたいと。

幾つか経験している中でも、かなり別居の時期が長くて、お互いに冷却期間があった上での離婚という場合と、とにかくもう感情的に、すぐにでも離婚するといったようなところでは、対応が違ってくると思うのです。

そこで豊中市さんのほうに御質問なのですけれども、この2つ、例えば現場のほうでは分けて対応されているのか、そうでないのかをぜひお聞きしたいと思います。ひとえに離婚といってもステップがいろいろある中で、ここを一緒に考えられてしまうと、どれにもマッチしないということになってしまうと思うのですね。

私としましては、やはり、今の施策でいろいろとされているというのは、ある程度冷却期間があった大人たちのものであって、感情とか心理的なメンタルが非常に揺れているところには、あまり有効ではないのではないかと。

もし、そうだとしましたら、やはり国が一括に立て替える等の抜本的な方策がないと子どもたちは救えないのではないかと考えています。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、豊中市様、お願いいたします。

○豊中市（姫野主査） 今おっしゃられた事例で、別居期間が長くて離婚されるケースと、一時的な感情で別れてしまうというところなのですけれども、もちろんケース・バイ・ケースでお話をお伺いするのですけれども、特にそれで対応を分けてというところはしておりません。補助申請できる方には、御案内するという形で対応しております。

○森専門委員 ありがとうございます。結構です。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかに、どなたかございますでしょうか。

中室座長代理、お願いします

○中室座長代理 どうもありがとうございます。大変状況がよく理解できました。

私から2つほどお聞きしたくて、1つ目は豊中市さんにお尋ねしたいと思うのですけれども、養育費の支払いが義務である以上、やはり悪質な養育費支払いに対しては、何らかの罰則があったほうがよいという私自身も考えておまして、今日の御提案は非常に納得できる場所だと思うのですが、その罰則として、具体的にどういうものを考えるかということが結構重要なのかなと思うのです。

私どもが、いろいろ調べてみましたところ、海外では、例えばパスポートだったりとか運転免許書の発給停止というのが行われているようで、日本ですと、パスポートの保有率は低いので、これがどれだけエフェクティブかというのは分からないのですけれども、30代、40代の運転免許の保有率は、ほぼ100%なので、運転免許の発給停止というの、ひょっとすると罰則の1つとして、海外と同様にあり得るのかなと思うのですけれども、この点どう思われるか、法務省さんも、この点もし何か御意見があれば、ぜひ教えていただきたいということが1つでございます。

もう一つは、今日の内閣府さんの分析が、やはり非常にクリティカルだと思っていて、要するに、どちらが原因で、どちらが結果かは分からないけれども、やはり貧困が起因して離婚に至り、その結果、養育費が支払われないというケースが相当程度あるのではないかと推察されるので、こう言うは何ですけれども、ない袖は振れないという観点からいうと、ない人から取ってこられないという現状があるのではないかなと思うのですね、それがやはり諦めにもつながるし、実際にはないので払えないという話なのだと思うので、やはり民間保証会社とか、そういうところとの契約をしないといけないと思うのですけれども、豊中市さんからお話があったように、養育費を支払う者の財政状況が悪いので、保証会社の審査が下りないというような話が仮にあったのだとすると、これは堂々めぐりになってしまうと思うのですね。

これを厚労省さんがモデル事業の中でどういうふうに考えておられるのか、整理しておられるのかということ、もう一回説明していただきたいと思います。

私からは、以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

では1点目、まず、豊中市さん、お願いします。

○豊中市（橋本課長） ただいまの御質問の罰則規定でございますが、本市としましては具体的に、こういった罰則が必要であるとか、検討、研究等は行っておりません。

ただ、支払えるのに支払わない方、それと、そもそも支払う能力のない方、この辺りは、やはり分けて考える必要があるのかなと思っております。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

同じ点につきまして、法務省さんからもコメントがございましたらお願いします。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。御質問ありがとうございます。ありがとうございました。

現在、養育費の不払い問題を含めまして、先ほど申し上げましたように、法制審議会の家族法制部会で議論をしているところでございますけれども、基本的には民事基本法制の見直しという観点から議論を進めておりますので、こういった形で取決めに促進するか、あるいは取決めがされない場合に、こういった形で権利行使を容易にするかといった観点からの見直しを議論しておりまして、直接養育費の支払いがない場合の罰則規定の創設について、これを取り上げて議論がされているという状況にはございません。

基本的に、相手方に支払い能力があるにもかかわらず、支払われないという場合につきましては、本来ですと、民事裁判手続などを利用していただいて、そこを強制的に実現するという方策があるわけですので、まず、その部分を簡易かつ迅速に行えるようにすることがこの問題の解決の上で非常に大切なのではないかと考えているところでございます。

とりあえず、以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

2点目のほう、厚労省さん、お願いします。

○厚生労働省（岸本審議官） 厚生労働省でございます。

御指摘のとおり、離婚前後親支援のモデル事業の中で、保証料契約の締結支援として保証料補助なんかもメニューに入れてございます。

中室先生御指摘のとおり、貧困が離婚の原因になっているので、取ろうにも、その養育費の支払い能力が相手方がないというケースは、当然あるだろうと思えますし、養育の支払い能力がないというケースであれば、もろもろの立替払いをどうするか、強制徴収手続代行をどうするかという議論をしても、結局取れないということに変わりはないのだろうと思えますが、保証料モデル事業は、そういったケースが全部でもまたないだろうと思えますので、そういった使える保証料契約によって救われるケースもあるだろうということでメニューに入れているものでございます。

モデル事業ですので、まだちょっと始めたばかりですので、どれぐらいが保証料契約の

スキームによって救われる対象なのかといったことについて十分データを持っておりませんが、とにかく各自治体で幾つかのメニューの中からその取組選んでいただく仕組みですので、地域の実情に応じて保証料契約のスキームも有効だと思えるところを使っていただいで、また、その成果がどうだったかというのを見ていく、こういうサイクルで進めていく必要があると考えております。

以上です。

○大槻座長 中室さん、よろしいでしょうか。

○中室座長代理 全くよろしくないのですけれども、ちょっとしつこくで申し訳ないのですけれども、よろしいでしょうか。

ということは、法務省さんは、これは民事についてはやるけれども、刑事についてはやらないよという、そういう理解でよろしいのですかね。何かそれはちょっと、私は逆におかしいのではないかなと思うのですけれども、結局、民事で解決できていないからこうなっているわけで、だから罰則を導入したほうがいいのではないかということで、海外でもそういう議論がありますという話のわけですから、民事でやることで大丈夫ですというのは、私は今の問いには答えになっていないのではないかなと思うのです。

厚労省さんに対しても、もう一つちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども、確かにいろいろなメニューがあって、その中で救われますという人がいるというのはすごいよく理解できて、それは私も賛成なのですけれども、一方で、貧困が原因でその離婚に至って、養育費を払ってもらえないという人はどういうメニューを選択すればよいと考えればいいのか。

ちょっとその点、2つ追加で申し訳ありませんが、しつこくで申しわけありませんが、お願いします。

○大槻座長 お願いします。では、法務省さんからお願いします。

○法務省（北村参事官） 法務省民事局でございます。

私ども、今、法制審で議論しているのは、先ほど御説明させていただいたとおり、まず民事法制の枠組みの中でしっかりやる、そして、強制執行の手続は、裁判所を通じて、財産を確保するというものであって、権利の実現であり、しっかり払わない人に対するある意味ペナルティですので、その民事執行制度の検討をしっかりとまずはやっていく、そこを簡便にできるようにするというのを、急ぎ検討しておるところになります。

その上で、罰則ということですと、何をどうするのかと非常に難しいですけれども、仮に罰金ということになると、それは、相手に払わないのに、刑事で罰金を国に納めさせるというのが、そもそもそういうものがいいのか、ほかの制度との平仄も含めて、よくよく慎重に検討されるべき問題なのかなと思われま。

以上です。

○大槻座長 厚労省さんのモデル事業のほうをお願いします。

○厚生労働省（岸本審議官） 厚生労働省でございます。

御指摘の相手方に、もう養育費の支払いを期待できる資力が全くないという場合どうするかという御指摘でございます。

その場合、経済的な支援としましては、もうより一般的な制度ということになりますが、ひとり親の生活支援のための給付として児童扶養手当という制度がございます、これは、もう相手方の資力だとか関係ない給付制度でありますので、これによって、お子さんを育てていらっしゃるひとり親の生活支援をやっていくという仕組みでございます。

○大槻座長 中室委員、よろしいですか。

○中室座長代理 はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○大槻座長 今の点で、ちょっと追加なのですが、確かに刑事にするかどうかという問題も1つありますけれども、民事の範囲で、例えば、ひとり親のほうで借入れをしたときの連帯保証人、連帯で債務名義が特にある場合かもしれませんけれども、連帯債務者になる、自動的になるような、そんな形というのはあり得ないのですか。

法務省さんお願いします。

何を言いたいかという、公的な立替えというのも1つですが、民間の銀行から借り入れるが、その銀行が、ひとり親に代わって取り立てをしてくれるということになるという趣旨です。

○法務省（堂蘭審議官） 民事局担当審議官の堂蘭でございますが、基本的に民事の法律関係においては、当事者がその意思に基づかずに義務を負うことはないというのが原則でございますので、養育費の権利者がどのような約定で借入れをするかにかかわらず、第三者から借入れをすれば自動的に養育費の義務者がこれを保証したことになるという規律を設けることについては、ほかの法制にも例を見ないところでございますし、極めて慎重な検討が必要なのではないかと思えます。

むしろ、養育費の債権が実現できれば借入れをする必要がなくなるわけですので、その権利を早急を実現する方策を考えていくというほうが現実的ではないかと考えているところでございます。

○大槻座長 分かりました。なかなか現実的にはうまくいかないもので、確かに異例かもしれませんが、何らかの形で、例えば、用途が教育に関わる教育ローンとかがありますね、そういうものに限定すれば、本来であれば、それは2人で負うべき債務であるということであるので、ちょっと何かもう少し踏み込んだ形の施策がないかと思ってお伺いた次第です。ありがとうございました。

では、森委員、お願いします。

○森専門委員 2回目で申し訳ございません。

最後のほうの内閣府の方々が取りまとめたいただいた調査の中で、ページ番号が入っていないので、すぐにはお示しできないのですが、結局、養育費を取り決めたけれども受け取っていないというのが17.4%ということで、こちらは、今、お話がありましたように、罰則等が有効かなとは思いますが、しかし問題なのが、養育費を取り決めていない、

そしてさらに受け取っていないのが45%と、ここは、やはりどうにかしないと、子の貧困とは直結するという認識が、現場感覚としては、すごくあります。

先ほどお話ししましたように、現場では、とにかく早く離婚したいと思っているときに、この養育費の取決めをしたり、面会の取決めをするなどということはとても無理だと、私は思うのです。

やはり客観的な、何か介入が入らない限りは、このパーセンテージが低くはならないのではないかなと実感して思っています。

このようにターゲットを決めて、このパターンにはこれ、このパターンにはこれという形で、分類化した手当を行っていくことが必要だと考えます。先ほど豊中市さんは、ケース・バイ・ケースとおっしゃいましたが、何か知見が、その場その場で拡散するようなイメージがありますので、ぜひこの調査を基にして、このパターンにはこういったような方策といったような、いっぱいの方策を少しこう当てはめて構造化されたらいいのかなというのが、すみません、感想としてございます。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

森委員、特にいいですか、これについてどなたかからコメント等は。

○森専門委員 はい、感想でございます。申し訳ありません。

○大槻座長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに、どなたかございますでしょうか。

山田大臣政務官いかがですか、何かコメントがございましたらお願いします。

○山田大臣政務官 どうもありがとうございます。

私もこれに力を入れて、いろいろ細かいことをやってきていますけれども、政治的に何でこれが前に進まなかったか、実は1つ理由がありまして、面会交流との関係をどうするのかということがあります。例えば共同親権を議論されている議員もいて、一方的に面会ができないのに、単独の親権になって、子どもを取られたといったような。特に私ども政治家の場合、弁護士の先生が多いものですから、そういう議論があります。委員の皆様から率直にお伺いしたいのは、養育費は養育費で払うことを決めたのだから、いわゆる面会交流とは別に議論を進めるという意見もあるでしょうし、いやいや、離婚をしたとしても、実の親は親であるのだから、面会をする権利はあるわけであって、そこを取決めのときにマイナスにするべきではないという議論もあれば、DVみたいな特別なパターンがあるから、そんなことを言っていられないというところがあって、結局、その辺りが整理できていないために、ずっと進まなかった。実はそういう経緯がありますので、委員の先生方から、どのように今後政治に対して求めていくのかということを決めれば、役所のほうは、一生懸命役所の範疇の中で議論をしていますから、最後は何を優先するかということは、政治決定ということもありますので、ぜひこういういい機会ですので、皆様から率直に御意見をいただきたいと思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、皆さんからお伺いしたいと思います。1点だけ、私も今の政務官のコメントについては、やはり、先ほど森委員からもありましたけれども、子どもの立場からということ、しかも、将来の子どもの立場からということで考えると、やはり子供の貧困の問題は、連鎖につながりますので、これはやはり、確かに真剣に、子供に会いたいという気持ちもよく分かるのですけれども、養育費のほうを優先すべきではないかということ、今の数字から見ても非常に思う次第です。

それと、面会の取り決めについてなのですけれども、今まで、やはりDV等で進まなかったところというのを、もうちょっとデジタルというか、オンラインを含めて前広に、オンラインだったらばぎりぎり折り合うような方々というのものもあるかもしれませんので、そういった議論ももうちょっと深めていって、できるだけ折り合いをつけるということを急いでいただきたいと思う次第でございます。

では、続きまして、今の件に関してだと思います。では、森委員。

○森専門委員 たびたび申し訳ございません。

先ほどお話ししましたように、小学校においては、多分、本城先生もそうだと思うのですが、子どもの意思というものが、まだ、確立しない中で、親が双方を引っ張り合うようなことというのは、よくあるのですね。

私たちとしましては、大人の感情が非常に渦巻いている中に子どもを長く置いておくことには反対です。いろいろなハードルを超えないと先に進まないというのは一番困るなど。

特に、この養育費と面会等のことというのは、非常に複雑で、これが条件となってしまうと、学校のほうも対応できないというのが困りごとの1つだと思います。

養育費、非常に問題でもあるし、面会も権利としてあるのは分かるのですが、まずは子どもを守っていくという観点からは、離婚を優先し、親権をしっかりとどっちかに置いた上で対応していくということが、まず重要なのかなと。

DVですとか、性的なトラブルの場合には、非常に早急性を求めていきますので、ぜひそこは分けて考えていきたいなど、現場は思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、本城委員、お願いします。

○本城委員 ありがとうございます

大槻さん、森さんと基本的なスタンスは同じです。やはり解決すべきは子どもの貧困ということなので、これに対しては養育費の問題と面会という問題を分けて考えていくべきではないかと思っています。

また、面会というのは、確かに権利なのかもしれませんが、面会をさせないほうがいいケースというの、森さんが今お話ししていただいたように、かなり多くありますので、解決するのが子どもの貧困ということなのであれば、やはり養育費の問題と面会は、しっかり分けていくといいのかなと思っています。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、中室委員、お願いします。

○中室座長代理 ありがとうございます。

私も皆さんの御意見に賛成なのですが、こればかりは、結局のところケース・バイ・ケースということなのではないかなと思うのですね。DVとか性的な暴行を受けていたという親と面会をさせるなどということはある得ないことだと思いますし、逆にそうした瑕疵がないにもかかわらず、面会をさせないということ、一体誰が決める権利があるのかということなのだと思うので、やはり、これはケース・バイ・ケースなのだと思います。全てのケースにおいて、面会交流と養育費をセットにすべきというのはおかしいし、逆に全てのケースにおいてセットにしないというのも、また、おかしい話なのではないかなと思いますので、そのケースをどう同定してくかという技術的な問題なのではないかというのが私の理解であります。

以上です。

○大槻座長 山田大臣政務官、いかがでしょうか。

○山田大臣政務官 ありがとうございます。

村上委員も、もしあれば。

○大槻座長 ごめんなさい、村上委員、お願いします。

○村上専門委員 ちょうど、今、ぎりぎり手を挙げてしましまして、ありがとうございます。

私も皆さんと同じで、養育費の支払いというのは、子どもが成人するまで、やはり親が義務を持つということであって、面会をする対価としてお金をもらうわけではないと思います。だから、切り離すべきだと私も思います。

ただ、心情的に会えないのにお金を払うというのは、親の心情としては理解できるので、そこは中室委員が言われたように、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応すべき点は残るかと思います。基本は分けて考えるものではないかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○大槻座長 山田大臣政務官、いかがでしょうか。

○山田大臣政務官 どうもありがとうございました。

もう一方の論点で、養育費決定のプロセスは、実は難しく、算定表があるのですけれども、高過ぎるのではないかと、そういう議論があつて、結局なかなか決まらないと。

一律に一旦決めて、プラスアルファという考えであれば、スムーズに、いわゆる離婚協議で、養育費の問題が解決するという考え方もあるのですが、それもケース・バイ・ケースではおかしいではないかということがあつて、その辺りの細部の詰めが技術上でできていないので、様々なところで滞って、結局、養育費の取決めができないとか、債権の回収に関してもシングルマザーになっている人たちというのは大変なのですね、そんな時間

を使って、しかも、もしかしたら対面で嫌な相手と会わなければいけないかもしれない、そういうことがいろいろありまして、技術的には、細かいところを一つずつ積み重ねていくと、随分変わってくると思っているので、役所のほうは、そういったところは丁寧にパターンを決めて、そのパターンごとに、どうしていけばいいのかということで、A案、B案と絞っていくのがいいのかなど。話すべきだという大きな議論は当然なので、いつもそういう話になってしまうのですが、おそらくやらなくてはいけないのは、もう少し細かいレベルで、制度をどうしていくのかというところだと思いますので、制度面でもう少し、この論点とこの論点、Aパターン、Bパターンみたいにして整理したほうが、単に養育費は払え、それから取りやすいようにすべきだけでは、今までと同じ議論になってしまいますので、ぜひそういう形で詰めていただくのが、専門委員の先生方も、あるいは役所のほうもいいのかと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかに、皆さん、いかがでしょうか。

特に御意見等がないようでしたら、本件の議論は、ここまでにしたいと思います。活発な御議論をありがとうございました。

改めて、やはり今日皆さんの御意見等を聞きましても、非常に難しい、しかしながら、とにかく前に進めなければいけないことという認識新たにしたわけですがけれども、今後につきましては、法制審の議論も見据えつつ、各省庁の連携を取りながら、最後に山田大臣政務官からもありましたけれども、これから行われるモデル事業等々も使って、データを集めていって、制度の細部にわたって実効性が伴うような形のものを前に進めていければと考えておる次第でございますので、今後も各関連省庁の皆さん、どうぞよろしく願います。

本日は、ありがとうございます。

では、御説明の皆さん、御退席をいただければと思います。

ありがとうございました。

○大槻座長 それでは、続きまして議題2の「規制改革ホットライン処理方針について」に移りたいと思います。

こちらにつきましては、事務局から御説明をお願いします。

○黨参事官 それでは、御説明いたします。

今回、規制改革ホットラインに提出された提案のうち、令和3年3月9日から令和4年2月2日までに各府省から回答が得られた人への投資ワーキング・グループに関する提案につきまして、資料2のとおり、処理方針案を作成しております。

こちらの方針案につきまして、本ワーキング・グループにおいて御決定いただきたいと考えております。

なお、本処理方針案につきましては、事前に事務局から委員、専門委員の皆様へ送付いたしまして、御確認いただいておりますが、その際、特に御意見等をいただけていなか

ったことから、当初案のとおりというようなことになってございます。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明及び資料2の規制改革ホットライン処理方針について、皆さん、何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、規制改革ホットライン処理方針につきましては、資料2のとおりと決定したいと思います。

さて、これで本日の議事は全て終了いたしました。次回のワーキングの日程等につきまして、事務局より追って御連絡いたします。

本日は、お忙しい中、活発な御議論及び御出席ありがとうございました。これにて会議を終了いたします。ありがとうございました。